

第9章 その他各種制度等

高齢者・障がい者等への各種制度

～高齢の方や身体に障がいがある方への各種制度があります～

【 ヘルプマーク 】

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて無料で配布していますのでお気軽にお声掛けください。

対象者：外見からは配慮や援助の必要がわかりにくい方

（義足や人工関節を使用している方、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方等）

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

【 郵便による不在者投票 】（公職選挙法）

選挙人名簿の登録者であって、重度の身体障がいにより、指定投票所での投票が困難と認められる場合は、郵便による不在者投票を行うことができる場合があります。

身体障害者手帳の障がい程度が、両下肢、体幹、移動機能1級又は2級の方。心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能1級から3級の方が対象の“且安”です。

お問い合わせ先：池田町選挙管理委員会（電話：572-3111）

【 特別駐車許可 】

身体に障がいがある方の通院治療や自家営業等のため、本人又は家族が運転する自動車に「駐車禁止除外指定車標章」を表示することで、駐車禁止規制の適用から除外されます。

必ず事前にお電話等にて、手続方法についてお問い合わせください。

お問い合わせ先：池田警察署（電話：572-0110）

【 身体障害者補助犬の貸与 】(身体障害者補助犬法)

身体障害者補助犬とは、障がい者の日常生活を支援する盲導犬、介助犬及び聴導犬の3種類をいいます。補助犬についての詳しいことは下記へお問い合わせください。

北海道立心身障害者総合相談所(相談係)住所:札幌市中央区円山西町2丁目1-1	
電話:011-613-5401	FAX:011-613-4892
メール douritu.sougousou@pref.hokkaido.lg.jp	
ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/	

【 聴覚障害者用ファックス110番・メール110番 】

耳や言葉の不自由な方がファックスや携帯電話のEメール機能を利用して、110番通報ができます。

- ・FAX 警察本部 011-241-1110
釧路方面本部 0154-31-1110
- ・メール 北海道警察ホームページ上の「聴覚障害者等メール通報」

お問い合わせ先:北海道警察本部地域部通信指令課(電話:011-251-0110)

【 Net119 緊急通報システム 】

聴覚、言語、そしゃく機能の障がい等により、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を用いて画面をタップしていく簡単な操作で119番通報ができます。GPS機能による位置情報システムにより通報者の位置が把握できるほか、チャット機能を利用しての会話が可能なため、症状や状況の確認ができます。利用についての詳細は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先:とちち広域消防局情報指令課(電話:0155-26-9127)

【 パソコンボランティア派遣事業 】

障がいのある方で、これからパソコンを利用したいと考えている方や初心者で分からないことがある方、トラブルで困っている方等の相談を受けます。

お問い合わせ先

一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
所在地:札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7
電話:011-251-1551
FAX:011-251-0858
E-mail: info@hokusinkyoo.or.jp

【 聴覚障害者向け映像ライブラリー 】

耳が不自由な方等が字幕・手話入りのDVDを利用したい場合は、無料でDVDを借りることができます。(ただし、郵送の場合は利用者負担)

なお、事前に登録が必要ですので、手続方法や作品目録についてお問い合わせください。

お問い合わせ先：(社)北海道ろうあ連盟

電話：011-221-2695、FAX：011-281-1289

地域あんしんセンターいけだ

～成年後見制度の利用を支援したり、
財産管理等に不安がある方の相談及び支援を行います～

【 内容 】

認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいがある方等、判断能力が十分でない方が、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、ご相談を受け付け、生活を支援するサービスを提供しています。

成年後見制度の利用支援

判断能力に不安のある方の生活や財産に関する困りごとの相談に応じ、成年後見制度の利用申し立てから具体的な支援まで、関係機関と連携し、相談者の安心生活の再構築を目指します。

法人後見事業

池田町社会福祉協会が家庭裁判所から、成年後見人等に選任された場合に法人としてご本人の支援を行います。池田町社会福祉協議会が成年後見人等として行う業務は家庭裁判所が監視します。

成年後見制度	
概 要	財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う
具体例	現金・預金・証券・不動産・負債等の財産全般の管理 施設への入退所契約、入院契約 不動産の売却や賃貸契約解約 遺産分割協議における本人代理 消費者被害の取消し
対 象	認知症、知的・精神障がいにより判断能力が十分でない人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
利用料 (費用報酬)	後見人等に対する報酬額は家庭裁判所が決定

日常生活自立支援事業

本人の判断能力に不安があっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対し、福祉サービスの利用手続き支援等のサービスを提供し個人の財産と権利を守ります。

日常生活自立支援事業	
概要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う
具体例	福祉サービスの利用援助 日常的な金銭の管理 (家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続) 契約手続きの援助 通帳、印鑑、年金証書の預かり
対象	高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している人及び現在入院中等で、今後在宅で生活する予定がある人 (契約ができる程度の方)
援助者	自立生活支援専門員、生活支援員
利用料	1回1時間程度1,200円の利用料と支援員の交通費300円が必要。別途、実費が必要な場合があります 生活保護受給者は無料

【 利用方法等 】

相談やサービス利用の申込みは、下記にご相談ください。なお、秘密は厳守されますので、ご安心ください。

地域あんしんセンターいけだ(社会福祉法人 池田町社会福祉協議会) (月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分)
所在地 : 池田町西3条6丁目14番地1 ふれあいセンター内
電話 : 015-578-7100

池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録（災害対策基本法）

～災害時に避難支援等を受けることができます～

【 内容 】

災害時に自ら避難行動を行うことが困難な高齢者や障がいのある方等が、池田町災害時避難行動要支援者名簿に登録申請を行うことで、平常時の見守りや災害時の安否確認、避難支援を受けることができます。

【 対象者 】

次のいずれかに該当する方が対象となります。

身体障害者手帳（１級もしくは２級）を所持する方
療育手帳（Ａ）を所持する方
精神障害者保健福祉手帳（１級もしくは２級）を所持する方
一人暮らしの高齢者（概ね７５歳以上）
高齢者のみの世帯（概ね７５歳以上）
人工呼吸器酸素供給装置等を使用している在宅難病患者等の方
人工透析治療を受けている在宅障がい者

池田町災害時避難行動要支援者名簿への登録を希望される方は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、申請手続きを行ってください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）